

第 30 回 仙台市宅地保全審議会

議 事 録

平成 23 年 7 月 15 日

仙台市役所 2 階 第二委員会室

第 30 回 仙台市宅地保全審議会

日 時 平成 23 年 7 月 15 日（金）午後 3 時 00 分～午後 3 時 47 分
場 所 仙台市役所 2 階 第二委員会室

出席者 仙台市宅地保全審議会委員

出席委員…飛田委員，源栄委員，吉田委員，内藤委員，大山委員，
大内委員，伊藤委員，風間特別委員，今西特別委員，
佐藤特別委員，吉川特別委員

欠席委員…伊藤委員（会長），渦岡委員，笠原委員，桜田委員
事務局（仙台市）

高橋都市整備局長，横山都市整備局理事，高橋都市整備局
次長，菊地住環境部長，近藤区画整理課長，早坂開発調整
課長，反畑主幹，佐野宅地指導係長，加藤主任，熊谷技師

内容

1. 開会
2. 委員紹介
3. 議事
（1）技術専門委員会活動報告
4. その他

意見の概要

委員からの意見

1. 今後も宅地被害の復旧・安定化に向けて最善の方法を策定するため、公平な立場で委員会を進めていきたい。
2. 今回の地震で相当数の宅地及び建物に被害が発生しており、その実態調査と行政としての対処を早く進めていただきたい。

第30回 宅地保全審議会

事務局 : 本日もお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。時間となりましたので、これより第30回宅地保全審議会を開催いたします。はじめに事務局代表より挨拶をいただきます。

— 事務局代表 挨拶 —

事務局代表 : 6月に今回の震災に絡んで専門委員会を立ち上げ、これまで4回ほど開催されております。その中での議論の報告ということで、今日の審議会よりしくをお願いいたします。

— 資料確認 飛田副会長、会長の代行を務める —

委員 : 非常に大事な案件を取り扱うので、しっかりとした審議を進めていきたいと思えます。

今回は技術専門委員会の報告ということで、その委員長である私から説明をさせていただくこととなりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

— 会議成立 議事録署名人(源栄委員、内藤委員) 審議会公開 傍聴人への注意事項 —

委員 : それではお手元の技術専門委員会活動報告という資料、これは読み上げさせていただきます。

— 資料読み上げ 技術専門委員会活動報告 —

以上、委員会の報告をさせていただきました。

何かご質問等ございましたらよろしくをお願いいたします。

委員 : 地すべりと宅地変状と崖崩れの定義が分かりづらいので説明があったほうがよいと思えます。

委員 : それにつきましては、お手元の第4回技術専門委員会の資料1、自分でできる宅地点検という資料の中にあります。資料作成は〇〇委員ですので、より分かりやすく解説ができると思えます。

委員 : 崖崩れは切り立った部分が壊れるものです。地すべりは自然の地盤がすべり面を持って崩壊する現象です。比較的ゆっくりと崩れる現象です。

造成地斜面変状というものは、宅地造成などで人工改変された斜面で起こる変状のことです。

委員 : これらの区別をしっかりとしておかないと要らぬ揉め事が起こってしまうということです。我々はできる限り、地すべりでない場合はその言葉を使わないようにしております。
他に質問はございませんか。
今後とも客観的かつ公平的な立場で技術専門委員会を進めていきたいと思っております。報告につきましてはこれで終了ということにさせていただきます。

それでは次に「その他」ということで一件ご報告させていただきます。
前回の宅地保全審議会で特別委員として〇〇委員をご紹介しましたが、〇〇委員は色々な調査を行っている会社の取りまとめを行っております。双方の仕事の量からこれ以上続けることが難しいという申し出がありました。一応、そのような申し出があったということをご報告させていただきました。

後任の委員につきましては、私と仙台市で早急に補充させていただきます。よろしく願いいたします。

その他につきまして、ご質問ございますか。

委員 : 今回の地震で相当の家が傾いているという話があります。造成地斜面変状とまで行かなくても、建物レベルでの傾斜の実態調査と、それへの仙台市や委員会としての対処をお聞きしたい。

事務局 : 仙台市の被災宅地の現状について簡単にご説明いたします。
震災後、宅地の危険度判定を国のマニュアルに従って約 3880 件行っております。その内 868 件が赤の危険判定、1200 件が黄色の要注意判定、残りが比較的被害が少ないと判断しております。その中で、大きな被害があった 10 宅地以上をひとまとまりとした場合、65 のまとまりを確認しております。また 10 宅地以下についても現在再度の調査をしております。今月中にその状況が把握できるという状況です。

それを受けた対策を考えておりますが、現在の制度では地元負担を軽減するような対策が取れません。国への要望は様々な形で要請を続けております。

委員 : 専門委員会の立場としては、現時点では我々の課題を消化しきれていない状態です。様々な調査結果をスピードアップして検討していきたいと思っております。平行しまして、住民の生活が守られるように仙台市とタイアップしまして迅速に協議したいと考えております。
効率のよい方法も考えていきたいです。

- 委員 : 建物の傾斜が0から300分の1, 200分の1・・・というように相当な数があると思っております。
宅地についても個人レベルでどのような声が上がってきているのか、それに対する行政の対応のデータがあるのでしょうか。
- 事務局 : 宅地は宅地の危険度判定, 建物については応急危険度判定があります。建物の場合は全壊, 半壊などといった被災の程度により支援金の制度がある程度準備されております。宅地の場合は支援の対象になっておりません。国の制度として公共事業で救えるのは特例を持ってしても擁壁の関係です。
- 委員 : 家屋は仙台市内でどの部署が担当していますか。
- 委員 : 調査については都市整備局です。担当する部署としてはここに出席している部署とは違う所です。支援につきましても市役所の違う部署で担当しております。
- 委員 : 建物の被害は建築, 宅地の被害は土木で, その中間の微妙なものはないのですか。
- 事務局 : 今回の震災では色々なタイプの被害が出ております。その対応には難しい面があります。
- 委員 : 盛土が揺すられたことによる不同沈下等の調査はしているのか。
- 委員 : その辺についてはしっかりと調査を行っております。
- 委員 : 分かりました。
- 委員 : 他に質問ございますか。
無ければ本日の審議は終了いたします。
- 事務局 : 皆様お疲れ様でした。暫時休憩の後この場で技術専門委員会を開催させていただきます。よろしく願いいたします。

— 宅地保全審議会 閉会 —

終了